

『政府関係機関の地方移転』における 研究機関の移転と地域イノベーションについて

C S T I ・ 地方創生に資する科学技術イノベーション
推進タスクフォース（第6回） ご説明資料

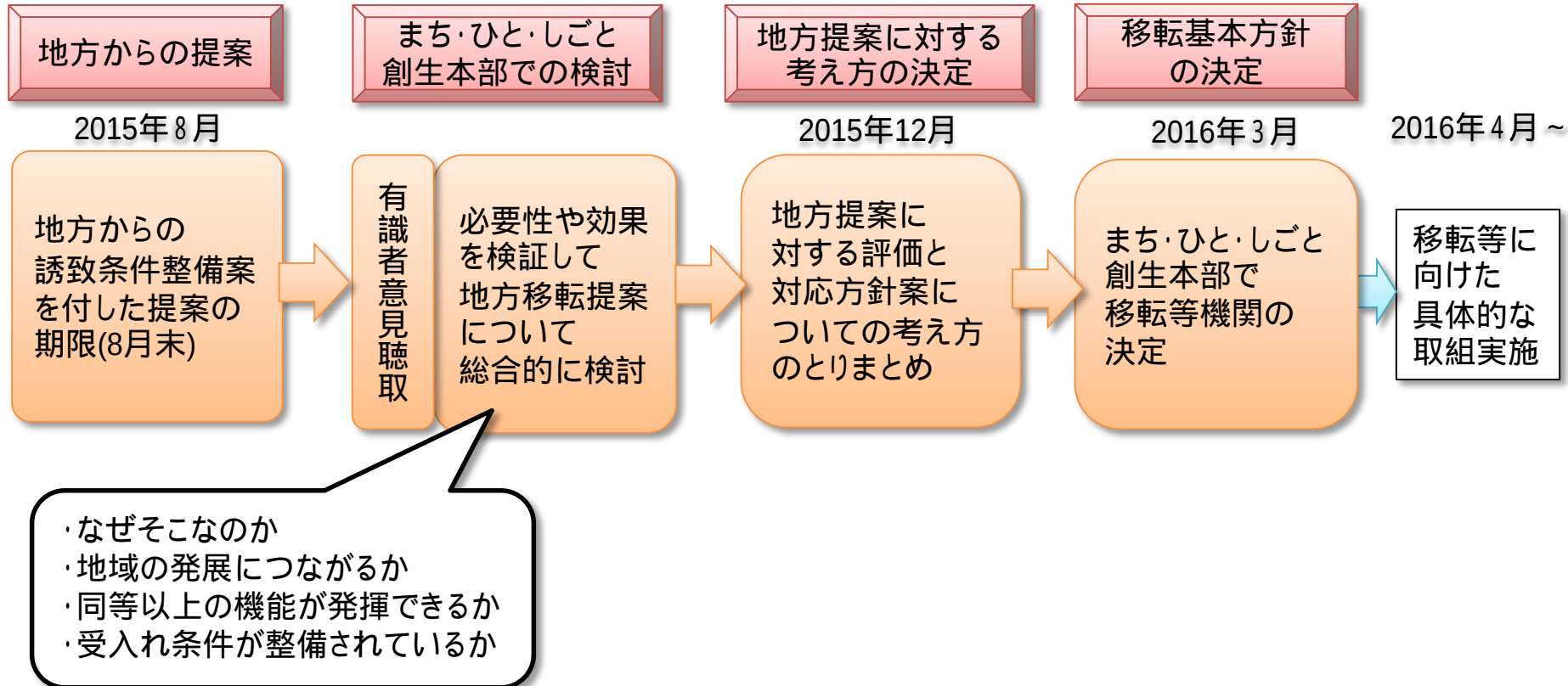
平成28年3月30日（水）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 企画官

山下 恭範

政府関係機関の地方移転

- 地方への新しいひとの流れをつくるため、地方の自主的な取組を支援し、地方の提案を踏まえ、地方創生に資する研究機関等政府関係機関(独立行政法人を含む)の移転を図る



(独)酒類総合研究所東京事務所の
東広島市にある同研究所本部への移転については
平成27年6月30日まち・ひと・しごと創生本部で決定

政府関係研究機関の地方移転による地方創生の好循環（イメージ）

新たな革新的研究シーズが各地に産み出され、
それが新たな地域・社会ニーズとマッチして、
世界に通じる地域発のイノベーションが創出される

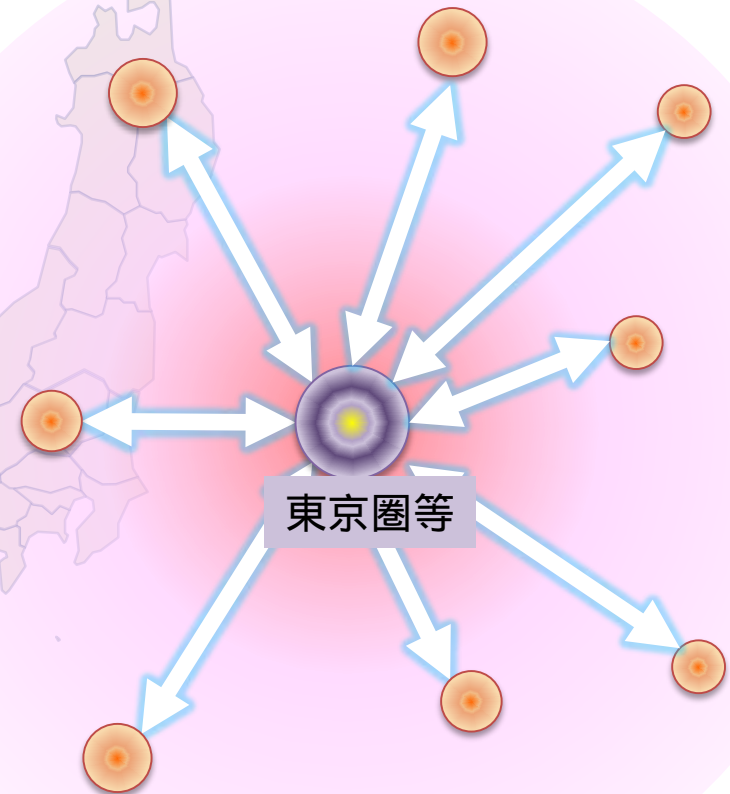
地域イノベーションの分野・領域例

- ・次世代半導体（パワーエレクトロニクス等）
- ・炭素繊維
- ・海洋・水産
- ・農業
- ・造船・海運
- ・水素社会
- ・健康長寿社会 など

地域における多様なイノベーションの成果が、
国・地方の研究機関を刺激

様々な地方において、国の研究機関の
機能を取り込んだ特徴ある
地域イノベーションの好循環が創出される

先導的・最先端研究を行う
東京圏等の研究機関の
一部が移転することにより、
地方の研究機関とつながる



地方

政府関係機関移転基本方針の概要

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

1 研究機関・研修機関等の地方移転について

(1) 基本方針

地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。対象23機関・50件(別紙1)

(2) 今後の進め方

地方創生推進交付金等の運用に当たっては、今般の移転の取組を、地域イノベーションの好循環等につなげていくよう配慮。

それぞれの取組について、平成28年度内に、具体的な展開を明確にした5～10年程度の年次プランを関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成、政府においてフォローアップ。

「今後の機関新設に当たっては、原則として東京圏外で立地」の旨の閣議決定と併せて、政府においてフォローアップ。

2 中央省庁の地方移転について

(1) 基本方針

国の機関としての機能の維持・向上の視点から、「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ(別紙2)。(機能確保等についてICT活用等による検証を行いつつ検討)

(2) 国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、ICTの活用等による実証実験に政府全体で取り組む。今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つつ、各省庁も参加して試行。

研究機関・研修機関等の地方移転の基本方針のポイント

- 地方創生推進交付金等を活用することで地域イノベーションの好循環の形成を推進
- 将来の地域イノベーション等の実現を見越して体制・内容を拡充
- 5年から10年程度の年次プランを関係者間で共同して作成

対象23機関・50件

【全部移転】(2)

- ・大阪府；国立健康・栄養研究所
- ・広島県；(独)酒類総合研究所東京事務所(移転済)

【一部移転】(研究機関等)(31)

一部移転とは、研究機関の部門や研究チームの移転等による、

- (1) 拠点の設置など研究連携を推進する枠組みの創設
- (2) 研究連携の地方拠点の拡充

- ・青森県・高知県；(独)海洋研究開発機構
連携拠点の設置、地方拠点の拡充
- ・山形県；(独)国立がん研究センター
がんのメタローム研究分野の研究拠点の設置
- ・宮城県・福井県・静岡県・山口県；(独)水産総合研究センター
水産研究の連携拠点の設置 等
- ・福島県；
イノベーション・コースト構想におけるロボットテストフィールド、国際産学連携拠点の設置
- ・新潟県・佐賀県；(独)医薬基盤・健康・栄養研究所
研究連携に向けた協議会の設置 等
- ・石川県・福井県・愛知県・福岡県；(独)産業技術総合研究所
研究連携拠点の設置
- ・石川県・京都府；(独)情報通信研究機構
地方拠点の機能拡充、研究連携体制の構築
- ・福井県・京都府・兵庫県・広島県・福岡県(福岡市・久留米市)；(独)理化学研究所
研究連携拠点の設置 等
- ・富山県；(独)国立医薬品食品衛生研究所
天然物医薬品分野での研究連携拠点の設置
- ・愛知県・鳥取県・島根県・香川県；(独)農業・食品産業技術総合研究機構
連携拠点の設置、地方拠点の拡充

- ・滋賀県；(独)国立環境研究所
湖沼環境研究分野の研究連携拠点の設置
- ・愛媛県；(独)海上技術安全研究所
造船技術力強化を図るための連携拠点の設置
- ・山口県；(独)宇宙航空研究開発機構
機構の衛星運用や利活用拠点の設置
- ・山口県；防衛装備庁艦艇装備研究所
研究所の機能拡充に合わせた補完的な研究拠点の設置

【一部移転】(研修機関等)(17)

- ・秋田県・富山県・福井県・三重県；(独)教員研修センター
研修の実施
- ・富山県；(独)医薬品医療機器総合機構
アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター研修所の設置
- ・石川県；(独)国立美術館
東京国立近代美術館工芸館の移転
- ・山梨県・岐阜県・岡山県；森林技術総合研修所
現地研修拠点の設置 等
- ・長野県・岡山県；自衛隊体育学校
自衛隊体育学校の合宿の実地
- ・岐阜県；(独)宇宙航空研究開発機構
宇宙教育活動における連携
- ・鳥取県；(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転
- ・島根県；(独)国際協力機構
開発途上国の行政官等を対象とした青年研修等の研修機能の一部移転
- ・福岡県・熊本県；環境調査研修所
研修拠点の設置
- ・大分県；(独)国際交流基金
「日本語パートナーズ事業」に係る一部機能の移転による研修拠点の設置

中央省庁の地方移転 基本方針のポイント

文化庁

(独)国立文化財機構
(独)国立美術館
(独)日本芸術文化振興会
[京都府提案]

全面的な移転

- 外交関係や国会対応業務等の機能確保を前提とし、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転。
- このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会(仮称)」を政府内に設置。
- 実証実験を行いつつ、8月末までに移転に係る組織体制の概要とりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年内に移転。

消費者庁

内閣府消費者委員会
(独)国民生活センター
[徳島県提案]

移転に向けた検証

- 施策・事業の執行に関する業務(これと密接不可分な一部の企画立案業務を含む。)について、ICTの活用等による試行等を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す。

総務省統計局

(独)統計センター
[和歌山県提案]

- 統計データ利活用に関する業務の地方実施について、受入先の協力や体制整備を前提に、ICTの活用等を図りつつ、地域のユーザー、研究者、データサイエンスに関する蓄積との連携、人材確保、利便性等について実証実験を行い、8月末までに結論を得ることを目指す。

特許庁

(独)工業所有権情報・研修館
[大阪府、長野県提案]

地方拠点の体制整備

- (独)工業所有権情報・研修館について、近畿地方の統括拠点を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

中小企業庁

[大阪府提案]

- 近畿経済産業局の機能強化のための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

観光庁

[北海道、兵庫県提案]

- 地方運輸局の機能強化のための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

気象庁

[三重県提案]

- 津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について、8月末までに具体的な結論を得る。

【今後の取組】国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

今般の取組を先行的実施として位置づけ、ICT活用等による実証実験に政府全体で取り組む。

研究機関移転の類型 (イメージ)

研究連携拠点の設置

- 新たに設置される研究連携拠点において、国の研究機関の研究者等が地方の関係者と、具体的な研究やイノベーションにつながる活動を行う。

(具体的内容)

- ・地元企業の技術開発力向上
- ・新製品の開発
- ・製造工場の集積
- ・連携大学院の設置 等

「協議会」の設置

- 国の研究機関等が地方の関係者と連携し、共同研究のテーマなど、研究連携の具体的な方向性を決定する。

(具体的内容)

- ・共同研究のテーマ設定
- ・研究環境の整備
- ・研究計画の策定
- ・研究関係者間の共通認識の醸成 等

共同研究テーマの模索

- 国と地方の研究者等が意見交換等を通じて、共同研究のテーマを模索する。

地域イノベーション

の創出

具体的な
研究活動が
活発化

Face to Face
定期的な研究連携
の場を常設

不定期な研究連携

地方における
研究人材の育成

研究成果の実用化、
製品化

地方における
共同研究等の実施

研究連携拠点の設置

研究計画の策定

国の研究機関の研究
者や地元関係者の
参画

「協議会」の設置

共同研究テーマの模索